

国不建第112号
令和7年12月10日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共建築工事の円滑な施工確保に向けた
『営繕積算方式』の適切な運用について

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、『営繕積算方式』の全国への普及・促進を図ることとし、「公共建築工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和7年4月14日付け国不入企第3号）等において、適正な予定価格の設定や適切な契約変更等、各種取組について実務的により分かりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを参考に紹介しつつ、『営繕積算方式』の適切な運用が図られるようお願いしてきたところです。

この度『営繕積算方式』活用マニュアルについて、労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入の追加、見積単価の適切な設定方法について記載の充実等の改訂が行われ、別添1のとおり、「『営繕積算方式』の普及・促進について」（令和7年12月10日付け国営積第11号）にて大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されるとともに、これを受けて、各都道府県及び指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに同内容を通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

国 営 積 第 11 号
令和 7 年 12 月 10 日

大臣官房官庁営繕部 計画課長 殿
大臣官房官庁営繕部 整備課長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計 画 課 長
(公 印 省 略)

『営繕積算方式』の普及・促進について

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、適正な予定価格の設定や適切な契約変更等、各種取組について解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成し、公表しているところである。

今回、労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入の追加、見積単価の適切な設定方法について記載の充実等の改訂を行ったので通知する。

引き続き、官庁営繕工事において適切に活用を図るとともに、地方公共団体等に対して、各種会議や公共建築相談窓口における対応等、様々な機会を捉えて広く情報提供することで、『営繕積算方式』の普及・促進を図られたい。